

特定処遇改善加算に基づく取り組み

令和元年10月1日より消費増税に伴う報酬改定において、職員の更なる処遇改善として「特定処遇改善加算」が新設され、特定処遇改善加算取得ルールに基づき、特定処遇改善加算対象事業所の福祉・介護職員の社会保険加入者をグループ分けし、処遇改善を実施します。

記

■特定処遇改善加算対象事業

生活介護、自立訓練、就労移行、就労B型、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護
同行援護

■賃金の特定処遇改善の対象者および改善時期

Aグループ：特定処遇改善加算対象事業所の職員でグループ法人内で勤続年数10年以上の介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者およびサービス管理責任者

Bグループ：特定処遇改善加算対象事業所の職員でAグループ以外の介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者およびサービス管理責任者、または生活支援員・就労支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員・世話人

※令和3年度の特定処遇改善については、以下の期日に一時金として支給します。

令和3年7月・12月賞与日

令和4年5月給与日

■賃金以外の具体的取り組み

◇入職促進に向けた取組

・法人ホームページに経営理念等を掲載

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・専門性の高い技術・知識を取得するための外部研修の参加

◇両立支援・多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度

◇腰痛を含む心身の健康管理

・事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

◇やりがい・働きがいの構成

・職場内コミュニケーションの円滑化による勤務環境や支援内容の改善

以上